

園芸施設共済の補償が拡充されました

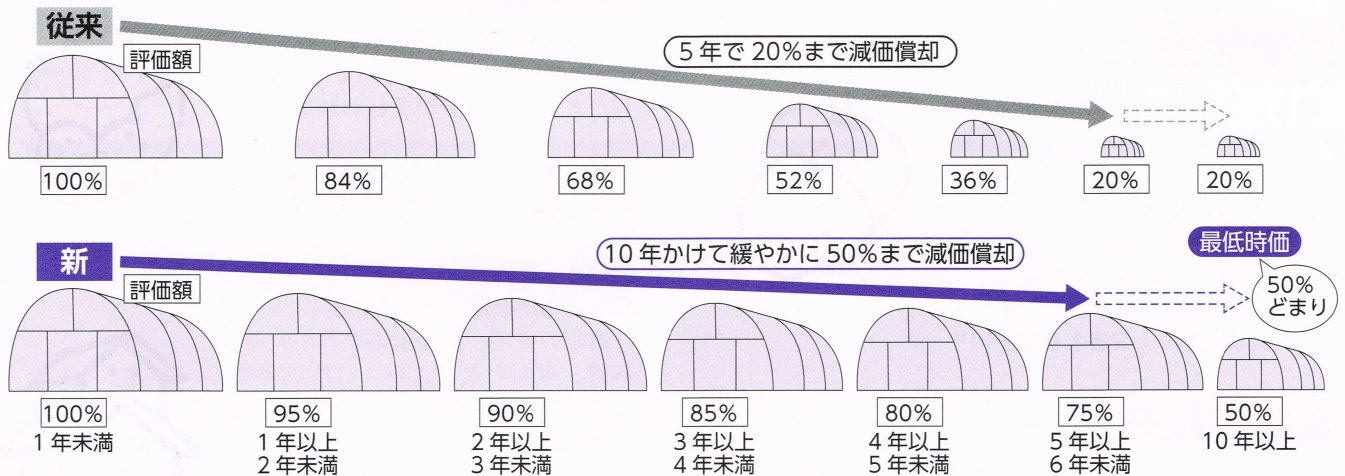
平成26年2月の豪雪を経験し、補償の充実を目的とした時価現有率の見直しが実施され、復旧費用並びにパイプハウスの撤去費用も追加となり補償の拡充がされました。

耐用年数の見直しと補償価額が引き上げされました

	平成27年1月以前	平成27年2月以降	差
ガラス室Ⅱ類（鉄骨）	15年	14年	(△1年)
プラスチックハウスⅡ類（パイプ）	5年	10年	(+5年)
プラスチックハウスⅢ類（簡易鉄骨）	7年	14年	(+7年)
プラスチックハウスⅣ類・Ⅴ類・Ⅵ類（鉄骨）	15年	14年	(△1年)
附帯施設	5年	7年	(+2年)

※施設本体と附帯施設の耐用年数経過後の補償価額を再建築価額の20%から50%に引き上げるにより補償金額が増加します。

一般的なパイプハウスの場合



農家選択による補償の追加（復旧費用）

時価ベースの補償の拡充に加えて、**農家の選択により、更に大きな補償**が受けられます。

耐用年数内の施設の補償価額は、**再建築価額の100%**。

耐用年数経過後の施設の補償価額は、**再建築価額の75%**。

追加部分の共済掛金の全額を農家に負担していただきます。

追加部分の共済金は、施設本体及び附帯施設を復旧した場合に支払います。

撤去費用の対象の拡充

現在、撤去費用の対象となっていない**パイプハウスも撤去費用の補償対象に追加**されます（農家選択）。